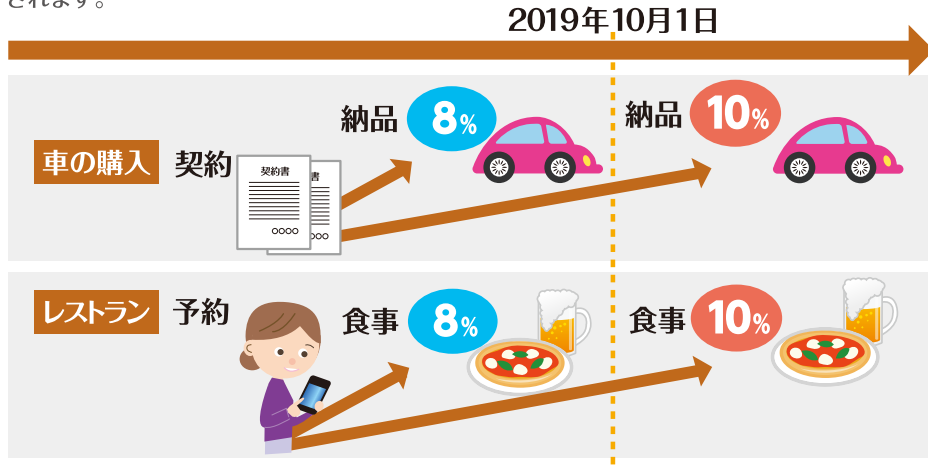


適用税率の原則的な考え方

消費税は、原則、商品の引渡しや役務(サービス)の提供等が行われた時点の税率が適用されます。



消費税率等に関する経過措置

契約の時期や内容等によっては、消費税率引上げ後でも、旧税率が適用される「経過措置」が定められています。例えば、税率引上げの施行日の半年前に指定日があり、この日よりも前に契約している工事の請負契約等の場合は、旧税率(消費税率10%の時は8%)が適用されます。

契約の種類ごとに適用される経過措置が異なりますので、詳しくは、国税庁ホームページや最寄りの税務署、税理士にご確認ください。

税率	指定日(施行日の半年前)	施行日
8%	2013年10月1日	2014年4月1日
10%	2019年4月1日	2019年10月1日

(参考) 国税と地方税の比率

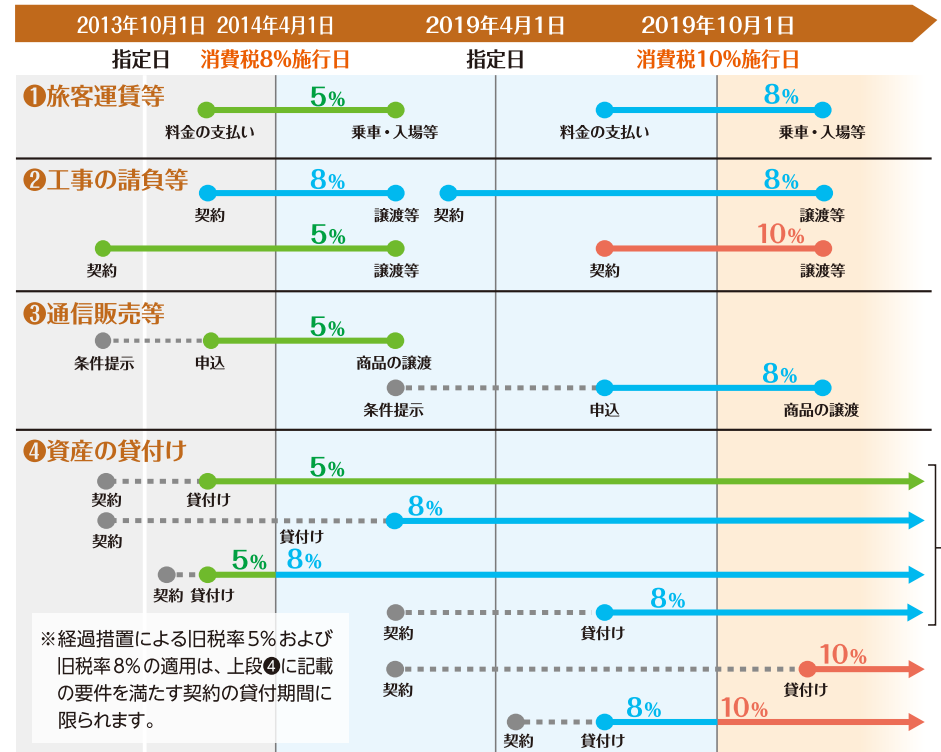
一部の取引には、経過措置により旧税率の8%が適用されますが、厳密には経過措置の場合と軽減税率の対象となる場合の、2種類の8%が存在します。どちらの8%なのかかわかるようにしっかりと区分しておきましょう。

税率	国税	地方税
経過措置での8%	6.3%	1.7%
軽減税率での8%	6.24%	1.76%
10%	7.8%	2.2%

主な経過措置

経過措置	主な要件
①旅客運賃等	施行日前に旅客運賃等を支払ってれば、施行日以後に乗車等をして旧税率が適用になります
②工事の請負等	指定日の前日までに契約を締結した場合、施行日以後に目的物を完成し引渡しても旧税率が適用になります
③通信販売等	(1)指定日の前日までに販売条件を提示し、または、提示する準備を完了し、(2)施行日の前日までに申込みを受け、(3)提示した条件に従って施行日以後に商品を販売した場合、旧税率が適用になります
④資産の貸付け	(1)指定日の前日までに契約を締結し、(2)施行日前から施行日以降引き続き資産の貸付けを行っており、(3)契約内容が①および②、または、①および③の要件を満たす場合には、施行日以後も旧税率が適用になります ①貸付けの期間および期間中の対価の額が定められていること ②事業者が事情の変更その他の理由により対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと ③契約期間中に当事者の一方または双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他一定の要件に該当していること

経過措置で適用される消費税率イメージ



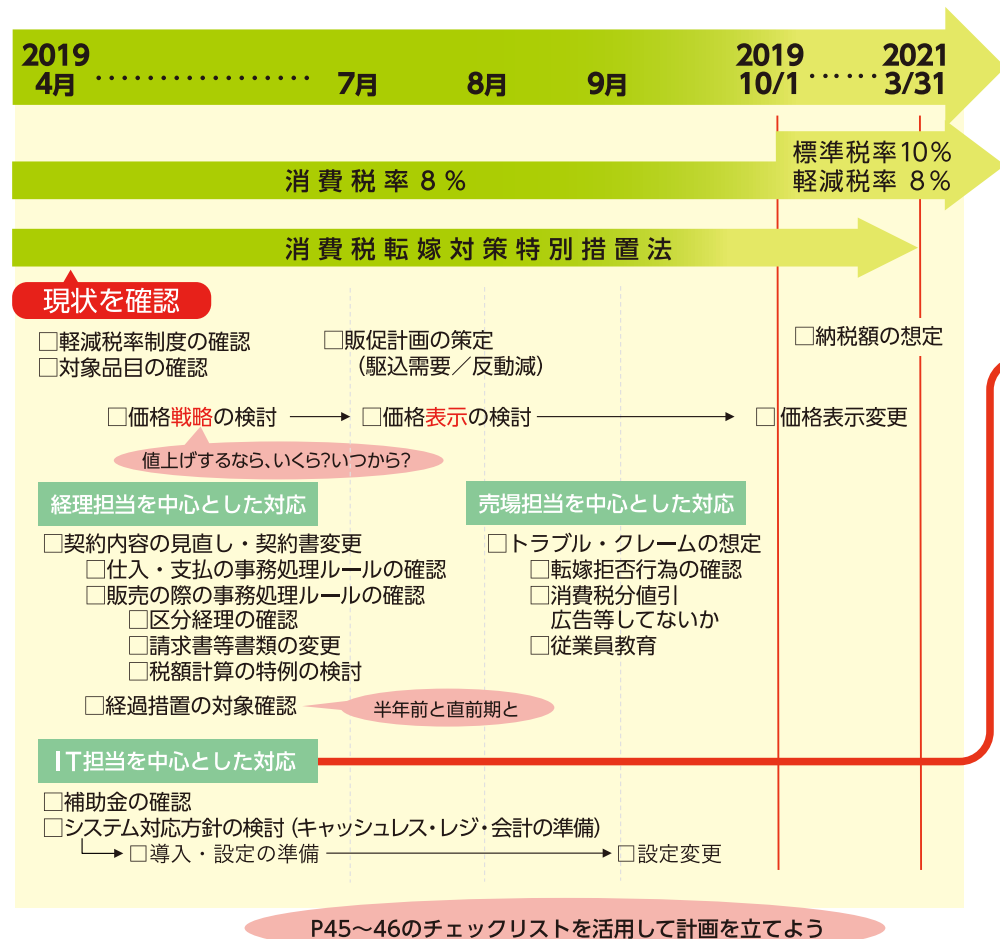
※経過措置による旧税率5%および旧税率8%の適用は、上段④に記載の要件を満たす契約の貸付期間に限られます。

早めの準備を心がける

今回の消費税率引上げと軽減税率制度導入には、多くの準備が必要です。制度の理解や価格戦略と価格表示、資金繰り、システム改修、等の準備を実施するため、早めに現状把握をおこない、対策を立てましょう。特に、お客様と直接相対する現場での対応（価格表示や従業員教育等）、取引先や物流業者・システム業者、等の相手を必要とする確認作業には、時間がかかりますので、早めの準備を心がけてください。

業種や事業規模等によって対策すべき内容が異なりますので、お近くの商工会議所で早めの相談をお勧めします。

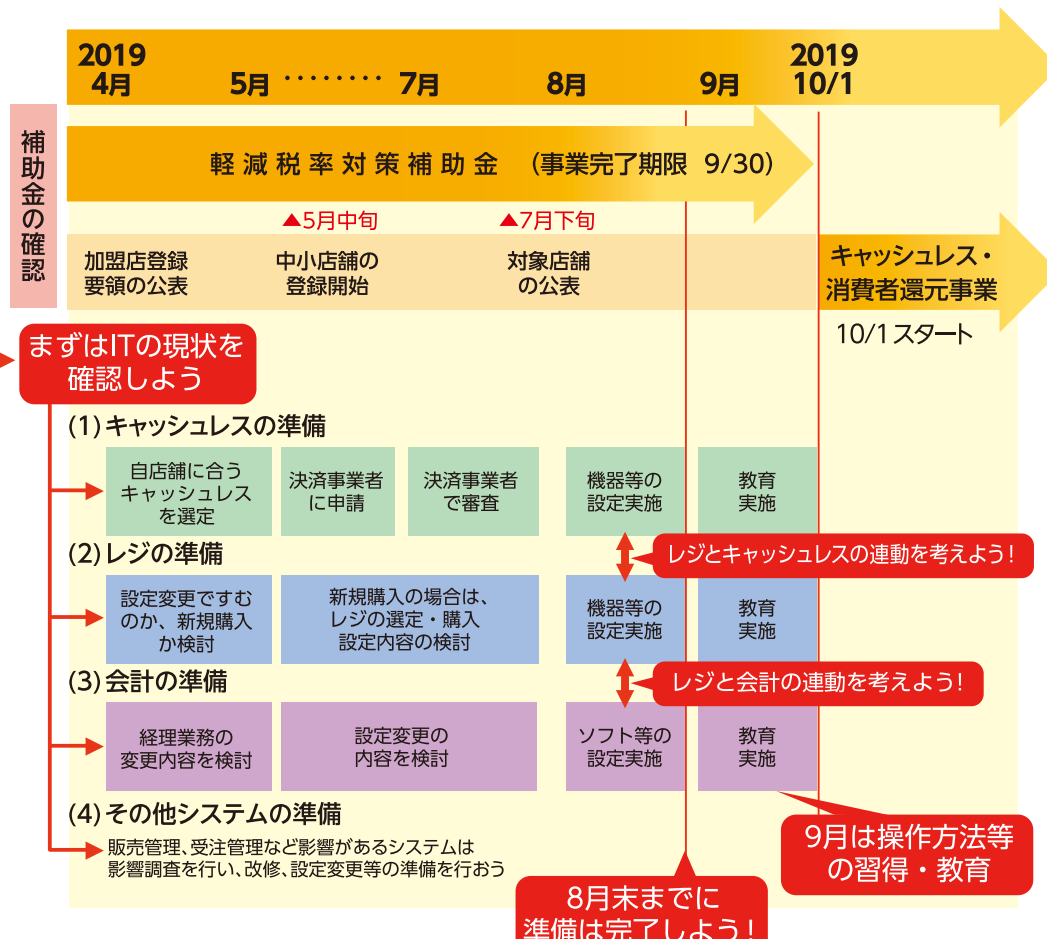
1: 対策スケジュール (全般)



システム対応でのポイント

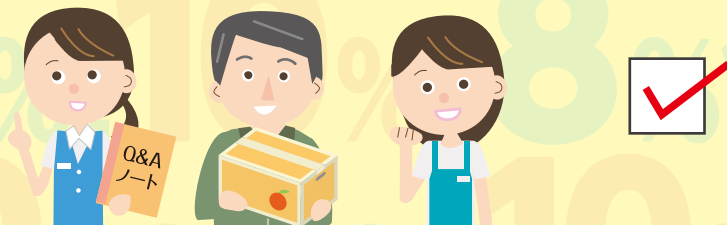
- 最初に、(1)「システム開発が必要(時間がかかる)」か、(2)「設定の変更(短時間で可能)」に分けて把握しましょう。
 - (1)特に受発注システムは、取引先との調整も必要になるので、時間がかかる
 - (2)設定変更は、いつから可能になるかIT会社に確認(事前設定が可能か 等)
- 軽減税率対策補助金を活用する場合、申請受付期間や事業完了期限等に注意しましょう。(P.29-30参照)

2: 対策スケジュール (システム化)



Check List

消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策チェックリスト



STEP 1

自社の商品が軽減税率の対象となるか確認しましょう

- 軽減税率の制度(税率、適用時期)について確認しましたか? →P.5~6
- 軽減税率の対象品目を確認しましたか? →P.7~14
- 軽減税率の対象となる飲食料品の定義を理解しましたか? →P.7~8
- 軽減税率の対象となる新聞の定義を理解しましたか? →P.7
- 軽減税率の対象となる一体資産の要件を理解しましたか? →P.10
- 軽減税率の対象外となる医薬品・医薬部外品等の定義を理解しましたか? →P.8
- 軽減税率の対象外となる外食・ケータリング等の定義を理解しましたか? →P.9
- 軽減税率の対象外となる酒類の定義を理解しましたか? →P.10
- 軽減税率制度に対応したわかりやすい価格表示について検討しましたか? →P.15~20

STEP 2

軽減税率制度導入により変更となる事務を確認しましょう

- 仕入・支払の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか? →P.21
- 販売の際に変更となる事務処理の内容を確認しましたか? →P.22
- 事務処理変更に伴う社内周知について確認しましたか? →P.27~28
- 記帳時における税率の区分経理が必要であることを確認しましたか? →P.25~26
- 区分記載請求書等保存方式について確認しましたか? →P.23~26
- 適格請求書等保存方式(インボイス制度)について確認しましたか? →P.23~24
- 適格請求書等保存方式導入時の免税事業者からの仕入について確認しましたか? →P.24

STEP 3

軽減税率制度導入に向けた国の支援策を確認しましょう

- 軽減税率制度への対応を支援する補助制度の内容を確認しましたか? →P.29~30
- 売上や仕入における税額計算の特例があることを確認しましたか? →P.31~32
- 軽減税率の補助金や税制措置などについて相談窓口があることを確認しましたか? →P.47

STEP 4

消費税転嫁対策の全体像を確認しましょう

- 消費税を適切に転嫁しないと、利益に影響があることを理解しましたか? →P.33
- 事業全体で利益確保はできていますか? →P.34
- 一律の価格改定でなく、メリハリのきいた価格改定や値上げについて検討しましたか? →P.34
- 契約書や請求書を変更する際に、取引先と値上げや条件面などの交渉をしましたか? →P.39~40
- 消費税率引上げ後の資金繰りや納税額の増加に注意が必要であることを理解しましたか? →P.35~38
- 主な「経過措置」の内容と時期を理解しましたか? →P.41~42
- 転嫁拒否等となる行為について理解しましたか? →P.40
- 消費税分を値引きする等の宣伝や広告はしていませんか? →P.39
- 消費税率引上げと軽減税率制度への従業員の理解に向けた教育は実施しましたか? →P.27~28

直前対策

消費税率引上げ・軽減税率制度導入に向けた対策とスケジュールの立案

- 対策スケジュールを立てて準備をおこなっていますか? →P.43~44

2019年5月発行
中小企業のための
消費税軽減税率制度導入と消費税転嫁対策

発行日：2019年5月 初版

2019年7月 第二版

発行：日本商工会議所 中小企業振興部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

<https://www.jcci.or.jp>

本書は、信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、本書に基づく事業展開等で不利益などの問題が生じた場合、一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。